

軽微な変更の報告について

地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第11条の規定による内閣総理大臣の認定を要しない地域再生計画の軽微な変更について、地域再生計画認定申請マニュアルに基づき報告を受け付けます。詳細については、地域再生計画認定申請マニュアル（総論）（平成30年7月31日付一部改正）の第1章1－2の5）及び（各論）（平成30年7月31日付一部改正）を御参照ください。

参考 軽微な変更とは

軽微な変更とは、地域再生法施行規則第11条に規定するもので、次表に掲げる変更等をいいます。

当該変更は、活用する支援措置ごとに異なりますが、特に、次表に掲げる変更については、変更認定申請は不要ですので、軽微な変更として御報告ください。

その他については、計画の変更に際して個別の申出があった場合に、内閣総理大臣が個別具体の事情を勘案して判断することになりますので、事前に御相談ください。

活用する支援措置	変更の内容
（支援措置にかかわらず軽微な変更	・ 地域の名称の変更又は地番の変更に伴う範囲の変更
地方創生推進交付金	・ 総事業費の2割以内の増減 ・ 事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更
地方創生拠点整備交付金	・ 総事業費の2割以内の増減 ・ 事業の期間に影響を与えない場合における計画期間の6月以内の変更 ・ 事業期間の変更に伴う1年以内の変更であって、地方創生及び地域再生の実現を図ることに支障がなく、やむを得ないと認められるもの
地方創生応援税制	・ 総事業費の2割以内の増減

(1) 受付期間

平成30年7月31日（火）から8月30日（木）17時まで

(2) 提出書類

次の書類をメールにより電子データで提出してください。

(↓必要な書類が揃っているか、提出前に再度御確認ください。)

- ① 基礎データ表ver20
- ② 軽微な変更の報告様式（鑑）※ Word版のみ・押印なし
- ③ 地域再生計画本文
- ④ 新旧対照表
- ⑤ 地方創生推進交付金実施計画（写し）又は生産性革命に資する地方創生拠点整備交付金整備対象施設の施設整備計画（写し）

(注) ②につきましては、内閣府で提出書類の確認後に、原本及びPDF（押印あり）を提出していただきます。提出時期等は個別に御連絡します。

(注) ⑤については、地方創生推進交付金又は地方創生拠点整備交付金に係る地域再生計画のみ。

参考 軽微な変更の適用日とは

②の軽微な変更の報告様式では、「軽微な変更の適用日」を記載事項としており、変更の内容を適用する日を報告していただくこととしていますが、軽微な変更の適用日としては、例えば以下のようなものが考えられます。

例：①推進（又は拠点整備）交付金事業の総事業費の2割以内の変更に係る軽微な変更については、交付対象事業が公表され、これを受けて事業費が確定した日。原則、交付対象事業の決定日（内示日）となります。

②応援税制の総事業費の2割以内の変更に係る軽微な変更については、議会等で予算が成立した日。

(3) 提出先

(2)の書類	提出先	備考
①～⑤の電子データ	e.chiiki@cao.go.jp	・ ②はWord版（押印なし）を提出。
②の原本	〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-39 永田町合同庁舎6階 内閣府地方創生推進事務局 (地域再生計画認定担当)	・ 原本及びPDF（押印あり）については、 <u>内閣府で提出書類確認後に、原本及びPDF（押印あり）を提出。</u>

(4) 報告に当たっての留意事項

ア 作成主体が複数の場合の報告方法

複数の地方公共団体で作成した地域再生計画について報告を行う場合は、代表団体でとりまとめの上、代表団体が報告書等を送付してください。

イ メール件名

軽微な変更の報告のメール送信に当たっては、メールの件名を次のとおりとしてください。

【軽微変更】 (〇〇県〇〇市) 第50回地域再生計画

※ ファイルサイズが大きい等により複数のメールに分割して提出する場合は、<1/2>等をメールの件名に付記し、同一表題(件名)のメールを複数件送信することのないようにしてください。

(例) 2分割する場合

【軽微変更】 (〇〇県〇〇市) 第50回地域再生計画<1/2>

ウ データ送付方法

ファイル転送サービス(宅ふぁいる便等)については、内閣府のセキュリティの関係上ダウンロードができないことがありますので、ファイルサイズが大きい場合(目安として20MB超になる場合)は、複数回に分けて送信する等、なるべくメール添付での提出をお願いします。

エ 基礎データ表

基礎データ表は、ファイル名称に「ver20」と記載してある最新のバージョンを使用してください(ver19以前のものは受け付けることができません。)

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局 地域再生計画認定担当

TEL : 03-5510-2475

E-mail : e.chiiki@cao.go.jp